第七十条の六第十項	第六十六条	憲法改正手続法施行令第百八条
第七十条の六第十一項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第十三項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第十五項	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第百八条第二項
第七十条の七第一項	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
第七十条の七第三項	第六十六条第一項	憲法改正手続法施行令第百八条第一項
第七十条の七第四項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
第七十条の七第六項	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第百八条第二項

第百二十四条中「においては」を「には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第百三十条中「においては」を「には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第百四十一条第一項中「第七十六条第一項から第四項まで」を「第七十六条第一項から第五項まで」に改める。

第百四十二条第一項中「第三十一条第一項」の下に「、第三十六条第二項」を加え、同条第二項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、「第百三十六条第一項」の下に「並びに第百十三条の二において準用する公職選挙法施行令第七十条の四第一項、第七十条の五第一項、第七十条の六第一項及び第六項並びに第七十条の七第一項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に登録基準日（日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下同じ。）がある国民投票（同法第一条に規定する国民投票をいう。以下同じ。）について適用し、この政令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣　高市　早苗

政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十八号

政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令

内閣は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十六第十九項、第二十条の二第三項及び第三十三条並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第六項及び第四十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（政治資金規正法施行令の一部改正）

第一条　政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条ただし書中「ものをいう」の下に「。第十八条各号において同じ」を加え、「を行う」を「の方法を実施する」に、「同号」を「第四号」に改め、同条第一号中「に複写したもの（」を「の片面又は両面に」に改め、「に限る。）」を削り、同条第二号中「次号において」を「以下」に改める。

第十三条第二項第二号イ中「十円」の下に「。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。」を加え、同号ロ及びハ中「光ディスク」を「同号に規定する光ディスク」に改める。

第十八条中「第十二条の規定は、」を削り、「第二十条の二第二項」の下に「（第一号ニ及び第二号ニにあつては、同項及び情報通信技術活用法第七条第一項）」を加え、「について準用する」を「は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が受理した収支報告閲覧対象文書が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める方法とする」に改め、同条に次の各号を加える。

一　文書である場合　次に掲げる方法（ロからニまでに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムによりこれらの方法を実施することができる場合に限り、ニに掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第二十条の二第二項の規定による請求があつた場合（次号において「電子請求の場合」という。）に限る。）

イ　収支報告閲覧対象文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写したものの交付

ロ　収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を第十二条第二号に規定する光ディスクに複写したものの交付

ハ　収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を第十二条第三号に規定する光ディスクに複写したものの交付

ニ　収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

二　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出され、又は添付された電磁的記録である場合　次に掲げる方法であつて、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（ニに掲げる方法の実施にあつては、電子請求の場合に限る。）

イ　収支報告閲覧対象文書を総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で出力したものの交付